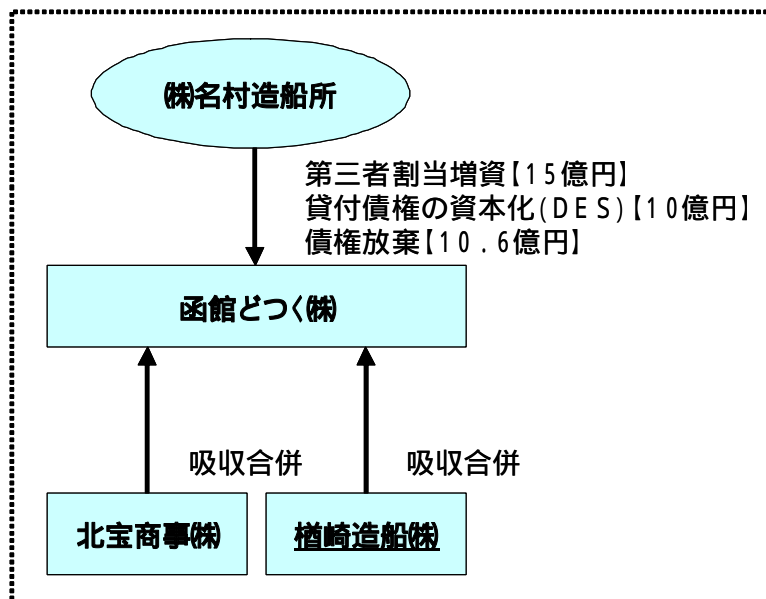


函館どつく株式会社の事業再構築計画のポイント

平成 21 年 1 月 6 日
海事局船舶産業課

函館どつく(株)は、平成 20 年 3 月 28 日付けで産業活力再生法に基づく事業再構築計画の認定を受け、登録免許税等の減税措置を受けながら、北宝商事(株)との合併、(株)名村造船所から増資、債務の株式化及び債務免除という金融支援を受けることで財務体質の改善を図り、新造船事業と修繕船事業を中核的事業とする選択と集中を行い、同時に設備投資を行うことで生産性の向上を図っているところ。

今般、同社は、修繕事業の受注減少、旺盛な新造船需要に対応するため、これまで外国船、海難船等の修繕事業に使用していた函館どつく(株)室蘭製作所の修繕どつくを新造船ドックに転用し、かつ、平成 21 年 1 月 1 日に榑崎造船(株)を吸収合併することで同製作所における人的資源の拡充を図り、新造船受注の確保、経営の安定化を図ることとした。これに伴い、変更を認定された事業再構築計画は次のとおり。



関わる支援措置

登録免許税の
軽減

資産評価損の
損金算入

検査役調査の
免除

【生産性の向上】

- ・従業員一人当たり付加価値額を 44.6%向上。

【財務内容の健全性】

- ・有利子負債/キャッシュフロー 10 倍以内(計画では 3.3 倍)
- ・経常収支比率 100%以上(計画では 116.4%)

【事業革新】

- ・年間新造船隻数を 6 隻から 8 隻まで増大し、製造原価を基準年比で 10.2%低減。
- ・今後需要の増大が見込まれる大型船修繕事業の体制整備及び新規受注の獲得。

【従業員の推移】

- ・624 名(函館どつく 581 名、北宝商事 8 名、榑崎造船 35 名) 671 名(47 名増)(新規採用者 95 名)
- ・出向及び解雇の予定はなし。合併に伴う転籍 43 名(変更前 8 名)

【計画期間】

- ・平成 20 年 3 月～平成 23 年 2 月